

「明治期の学校衛生」

学校衛生関係諸制度の設置とその経過について

森 本 稔

はじめに

現在の学校保健の前身は学校衛生であるが、わが国で学校衛生のことばが使用されるのは、勿論近代的学校制度が確立しはじめる明治期のことである。そして、明治期における学校衛生が、その後大正期、昭和期の学校衛生はいうまでもなく、現在の学校保健にいたる迄の発展の基礎となったことは当然のことである。私は前に「明治期の学校衛生……文献と法制を中心として……」を発表して、その中で、明治期の学校衛生関係専門図書の発行状況や主要著書の内容にふれ、同時に学校衛生関係法規の制定と制度の設置を年次を追って簡略に記したが、今回は特に明治期学校衛生関係の諸制度、文部省学校衛生事項取調嘱託、学校衛生顧問会議、学校医、学校衛生課など、明治期学校衛生の中核ともいべき諸制度であり、そして後世にまで大きな影響を与えることになった諸制度に関して、その設置に至る経過、活動の状況などを中心としながら考察をおこなった。明治期の学校衛生の推進力の中心は医学者であった。いわば外部から教育を観察し、衛生学上の見地からあらゆる教育事象を監督し指導していこうとするものであった。そのため時としては教育に対する干渉と受けとられ、必ずしも教育関係者に歓迎されたとはいえない。しかしながら、子ども達の健康を願い日夜学校衛生の充実に精魂を傾むけた先駆者の努力には頭が下るものがある。ともあれ、明治期の学校衛生の消長は劇的とさえいえる経過を辿る。ここで取り上げたそれらの事実が今日の学校保健の現状に照して多少とも参考となるならば幸いである。

I 学校衛生の啓蒙期

明治5年(1872)の学制領布によって、わが国近代学校教育が発足することとなった。明治新政府は、積極的に西欧先進国家の文明をとり入れたが、教育の面でも勿論例外ではない。したがって、欧米各国の教育事情や研究論文などもいち早く紹介され、多くの訳本も出されはじめた。

19世紀の後半にいたって、欧米では、ようやく学校衛生に関する論議が注目されはじめた。1865年に、ファーネル(Fahrner)が机、腰掛に関する研究を発表し、コーン(H. Corn)は1866年に“学徒の近視とその原因”を公けにした。その他ルブネル(M. Rnbner)、オイレンベルヒ(H. Ewlenberg)、エリスマン(F. Erismann)、ブルゲルスタイン(L. Burgerstein)らの学者が、それぞれ学校衛生の学術研究成果を世に問い、学校教育と、児童生徒の健康状態が世人の関心を呼んで、学校衛生が注目されつつあった。1877年にはバギンスキー(Baginsky)の“学校衛生学”が発刊され、同年エリンゲル(Ellinger)が“学校医”⁽¹⁾という言葉をはじめて使って、その必要を論じている。そして、この様な欧米の情況は、いち早く、わが国にも紹介され、一部識者の間、特に医学関係者に学校衛生についての関心が持たれはじめるのである。明治11年2月(1878)には“教育雑誌”⁽²⁾に、コーンの“学生生徒視力”の論文が登場しているが、それは、机、腰掛けの改造、教室の照度、窓の広さ、採光上の注意など、設備衛生にふれたものである。その後、教育雑誌には、欧米の教育を紹介する中で、学校衛生に関するものが散見される様になる。わが国で、はじめて学校衛生の名称をつけた専門図書が出版されたのは、明治13年(1880)大河本聴松によって抄訳出版された“学校衛生論”⁽³⁾であろう。この書は、ドイツの、グロース著、学校衛生論(1878年)、およびエリスマンの民間健全学のなかの学校篇(1879)を抄出したものと例言でのべているが、それが、わずか1、2年後にわが国に紹介されたのである。この中に、グロースが、諸学校の衛生検閲をした実態報告が、当時の市議会でしばしば取り上げられ、学校衛生に関する論議が多くの新聞雑誌面をもにぎわせて、識者の間で注目されることとなった状況にふれている。こうした事が、やがて、わが国でも学校衛生事項取調という制度として発展する端著にな

ったのであろう。

明治16年11月(1883)に大日本教育会の機関誌として創刊された“大日本教育会雑誌”にもしばしば学校衛生に関する内外の論説が取り上げられるようになった。特に、当時文部大書記官という要職にあり、大日本教育会の副会長でもあった辻新次は学校衛生の啓蒙普及に熱心であり、全国各地の巡視の際に教師に対する講演で、たびたび学校衛生の重要性について述べている。欧米の学校衛生の紹介、医学界での注目、そして文部省の要職にある者の啓蒙運動などにより、学校衛生の充実がようやく識者の間に望まれつつあった。

II 学校衛生の重視

(イ) 文部省学校衛生事項取調嘱託の設置

明治24年10月(1891)、文部省普通学務局は、わが国の学校衛生についての実態を把握する意図より、文部省学校衛生事項取調嘱託の制度を設け、三島通良氏を嘱託として任用した。明治20年前後といえ、従来の欧米一辺倒のあり方に対する反省から、国家主義思想の抬頭へと改革が目指された時機であり、特に次代を担う児童生徒の健康が国家的観点から重視されはじめ、授業過多による運動不足、それに伴う体力低下、近視増加、などが問題視されて学校建築、教育環境などの改善がしばしば論じられた。しかし、それも前項で述べた如く、主として欧米先進国の調査に基づく意見を参考にしたものが多く、実際にわが国の実態に即した学校衛生法とはいえないものであった。丁度三島氏が大学院において学校衛生に関する調査研究に取り組みはじめた時でもあり、全国的な規模での実態調査を文部省の嘱託として行わせたものであろう。その点について、当時の大日本教育会雑誌では、学制頒布以来教育の事業は、みるべきものがあり現在は、全国で学校の設立されない処はない。教育法も面目を改め喜ぶべきことであるが、学校衛生の事は未だ十分実験講究したものが無い。たまたま有っても西洋人の調査の翻案に過ぎない。その説がそのまま日本人の發育上に適するか否かは未だ知られていない。これはわが国普通教育での一大欠点というべきである。しかも学校衛生のことは、教育者のみではなし得ない、どうしても医師の力をかりねばならない。聞くところによれば文部省は深

くこの事を憂慮され、目下大学院にある医学士三島通良氏が是等の調査に着手し、熱心に研究されているのを聞き、尚十分に実験講究させようとして、調査を囑託し、九州地方へ約1ヶ月の出張を命じた。その調査内容は、小学校衛生法の全体であるが、主として教授の時間、学科の配当、就学の年令等、本邦児童の發育上に照してその適否を詳細に調査する見込であると云う。實際教育の任にある人も十分助力をして三島氏に満足な結果を得られる様にして欲しい。この様に文部省が実地について学校衛生法の調査に着手するのは、今回を以て嚆矢とする。是より学校衛生のこと次第に教育社会に普及する端緒となるであろう。というように紹介している。つまり、わが国の小学校の実態を知り、その上でその実態をふまえた上でふさわしい学校衛生法を考えようという意図の下に設置された制度といえる。三島氏の最初の仕事は、明治24年10月(1891)～同11月16日にわたる九州地方の学校調査であるが、その調査内容には、校舎、教室、校具、遊戯体操場などに関する設備衛生の調査、換気法、飲料水の適否、さらに、児童生徒の發育状況に及んでいる。その後、明治25年8月～10月(1892)には奥羽地方を、明治27年2月～同3月(1894)に四国、山陽地方、翌28年5月～6月丹波、丹後、但馬地方と精力的な活動が続けられた。その調査内容は、学校環境衛生、児童の發育状況、疾病の状況などで、さらに發育状況や死亡等についての統計資料も作成されたのである。三島氏の努力は大変なものであったと思えるが、後に石原喜久太郎博士は、その苦勞について“日本の学校衛生の歴史は、明治24年10月が呱呱の声をあげた年と
思うのであります。その時の文部省普通学務局長久保田男爵は学校衛生がなくなつてはいかんから之をやり出そうという考を持たれて、医学博士三島通良氏(当時医学士であった)を呼んで之に囑託されたのである。三島博士は未だ学校衛生の如何なるものか知らんがやってみようという興味から、その当時は学校衛生の講義もない、参考書も乏しい、唯一冊の書を大学の先生から貰つて之を参考にし、まず第一に子供の身体の事を調べようというので秤量(カンカン)と物さしを持って全国をまわつたということであり、之は三島博士から直接聞いたことで、同博士が色々苦心もされた
そうであり、日本の学校の状態を調べて児童の身体について検査もせられたのであります。”⁽⁵⁾と語っている。石原博士の言の如く、三島氏の

この時の努力が、その後の学校衛生、ひいては現在の学校保健の基礎となったことを思えば、わが国学校衛生が呱呱の声をあげた時として学校衛生史上画期的なことであったといえよう。三島博士の調査結果は、九州地方のものが明治26年9月(1893)に「学校衛生事項取調復命書摘要」と題し出版されたが、その後、明治28年4月(1895)には、九州、奥羽、四国、山陽、山陰、即ち調査の全部をまとめて同名の題で出版された。

明治期の学校衛生は、これを医学的学校衛生と呼んでいるが、医学衛生的立場より学校教育のすべてについて指導し監督しようとする立場である。いわば教育全般について外部から関与し指導するもので、主として、ドイツ学校衛生のあり方を範としている。その是非は、ともかくとして、わが国教育の実態を調査し、その実態をふまえて、わが国に適応した学校衛生法を考究しようとする端緒を開いたものとして、この学校衛生事項取調嘱託の果たした役割は極めて大きく、その後の発展に重大な影響を及ぼすこととなった。

(4) 学校衛生顧問会議および、学校衛生主事の設置

明治29年5月(1896)勅令185号をもって学校衛生顧問会議の制度が発足した。これは文部大臣の諮詢に応じて学校衛生事項を審議する目的をもって設けられた機関である。そして、同時に学校衛生主事が任命されたがこれは学校衛生顧問会議に諮詢すべき事項を調査し、その他学校衛生に関する事項を司さることを任務としている。

学校衛生顧問会議の構成人員は9名と定められ、はじめに、後藤新平(内務省衛生局長)、緒方正規、小金井良精、弘田長(いずれも東京医科大学教授、医学博士)、三宅秀(元東京医科大学長、医博、正四位)、長谷川泰(中央衛生会委員、従五位、医博)の6氏が着任し、約1ヶ月おくれて、豊住秀堅(海軍軍医大監)、小池正直(陸軍軍医監)、そして、ベルツ、の3氏が任命されて全スタッフがそろった。そうそうたる顔ぶれであり、その発言力は極めて大きいものであったと考えられる。そして6月には、三宅秀議長により会議規則の頒布があり、同月12日には第1回の会合、同17日第2回目を持つなど精力的な活動が開始された。そして、学生の体育法、校舎と衛生との関係などを議題として活発な論議がはじめられたのである。そして、学校衛生主事には、実際に各地の学校の状況に詳

しい三島通良が任命されたのである。学校衛生顧問会議の建議によって定められた学校衛生関係の主なものとして、

- 学生生徒身体検査規程 明治30年3月(1897) 文部省訓令第3号
- 公立学校に学校医を置く 明治31年1月21日(1898) 勅令第2号
- 学校医職務規程 明治31年2月26日(1898) 文部省令第6号
- 学校伝染病予防および消毒方法 明治31年9月28日(1898) 文部省令第20号
- 未成年者喫煙禁止法 明治33年3月7日(1900) 法律第33号

などの他、「学令未満児童就学禁止」明治29年(1896) 文部省令第6号、「柔術撃剣を体操術として生徒に課することの可否について」明治29年7月(1896)「近視予防の見地より教科書用の文字印刷等に関する標準の制定」明治31年10月(1898) 文部省訓令第61号、などがあり、この学校衛生顧問会議と学校衛生主事の活動によって定められた事は、現在の学校保健に至るまで基本的事項となったものがほとんどである。

ところで、このような制度が中央に設けられる経過を考えると、まず注目すべき事として、明治20年9月17日(1887)、すでに東京帝国大学⁽⁶⁾では“帝国大学衛生委員”なる制度が設けられていたことである。そのメンバーは委員長に三宅 秀博士、委員として大沢謙二、緒方正規の両医科大学教授、辰野工科大学教授、坪井医科大学助手の4名で組織され、帝国大学の土地校舎、飲料水等の衛生上の調査改善および学生の健康状況等について調査し、意見を学長に具申することを目的としている。明治20年という極めてはやい時期に、最高学府にこのような制度が設けられていたことはさすがというべきであり、各方面に多大の影響があったと考えられる。

その後明治25年(1892)には、東京府教育会が、学校衛生取調委員会を設けているが、そのメンバーは、緒方正規東京医科大学教授、肝付海軍大佐、武東京府第三課長、寺田文部参事官、坪井東京高師教授、野尻東京尋常師範学校長、三島通良、さらに東京府下の小学校長5名が囑託されている。この委員会は、明治25年11月27日(1892)、第1回の会合をおこないそれ以後毎月1回会合して、その結果を府知事に建議し、あるいは直接間接に府下の公私立小学校に実行させるべき学校衛生事項を調査しているが、その調査内容は、三島委員の建議によって、学校建築、教室構造(窓、

教室の大きさ、生徒1人当り坪数、空気の流通、床壁、机腰掛、暖房、換気、生徒の疾病、体操法、体操器具、授業時間、生徒衛生法、学校医設置ならびに学校衛生上の監督法など、いわゆる学校衛生全般におよぶ広範なものであった。⁽⁷⁾この委員会の特色は、リーダーシップは医学者がとったであろうが、教育関係者が多数を占めている点であり、ある意味では教育の指導的立場というべき校長に学校衛生に対する認識を深めさせ、それを広く他に及ぼそうとする啓蒙的意図もあったと考えられる。むしろ、組織的にみれば、現在の学校保健委員会の先駆ともいえる構成であり、医学的学校の衛生の明治期にあつて、このような構成メンバーによる委員会が持たれたことは特異な存在といつてよいであろう。医学者と教育現場の指導者の協力によって、学校衛生の改善向上を目指すという点に着想したことは、医学による指導監督という立場にあつた当時においては極めて先進的な考え方といえよう。ともあれ帝国大学衛生委員会や、東京府学校衛生取調委員会の活動が、学校衛生顧問会議の設置にかなりの影響力を持ったといつてよいであろう。

(v) 学校医の設置

明治31年1月21日(1898)勅令第2号によつて“公立学校に学校医を置く”ことが定められた。これは前述の通り学校衛生顧問会議の建議によつて実現したものである。直接的には学校衛生顧問会議の建議が決め手となつたといえるが、明治20年前後から欧米、特にドイツの学校衛生の状況が伝わるにつれて、医学関係者の間には学校医の必要を提唱する者も多く、この制度実現以前に既に東京市や神戸市の如く地方自治体が独自に学校医制度を設けていたのである。特に、児童生徒の集団生活の場である学校の衛生状態、こどもの罹病状況が明らかにされるにつれて、学校医による衛生指導、治療の必要が強く認識されはじめていたといえよう。すでに、明治21年(1888)に、当時ドイツ留学中の医学士瀬川昌耆は、たびたび時の大日本教育会会長辻新次に書簡を寄せてドイツ学校衛生を紹介しているが、そこでも“学校は教育家の独力にて支配すべきものにあらず、否支配する能わず。その支配の一分は医家すなわち衛生家の任ずべきものにして、衛生の元素なき教育は到底その目的を達すること能わざるが故に真の教育といふべからず”といふことは近来一般の定説となりたるが如し、⁽⁸⁾と報告し

て、教育に医家の必要不可欠なことを強調している。また、三宅 秀も明治22年12月(1889)に“学校医ノ必要ヲ論ズ⁽⁹⁾”を⁽⁹⁾発表して学校医の必要なことを強調している。ところで石原喜久太郎博士は、後にこの学校医の制度にふれて“ここに本邦自治団体の事業として人意を強うする事あり、明治26年に神戸市と東京市が学校医を置いたという点であります。本邦学校衛生史上特記すべき件と思うのです⁽¹⁰⁾”と述べているが、神戸市については神戸市史で、「市内小学校に校医の置かれしは明治27年7月に始まり毎月数回小学校に出張して学校衛生を監視し、救急治療に従い、伝染病流行に際しては予防消毒法を校長に開陳し意見を市長に申告し、年末には1ケ年の衛生状態を報告する等を以てその任とせしが、翌28年より体格検査、29年の天然痘の流行するや、はじめて学校において児童及び職員に種痘を施こしその伝染阻止に力めたり⁽¹¹⁾。」と明記している。明治27年7月の大日本私立衛生会雑誌第134号では更にくわしく紹介しているが、その職務内容は、

1. 毎月一、三回は必ず学校に出張し学校衛生に注意し、もし児童の傷疾をうけ、又は疾病にかかりたる者ある時は速かに施術治療をなすこと。
2. 6種伝染病流行時に際せば前項の出張度数に係らず時々出校して診察をなし、その予防消毒法等は校長と協議の上懇切に指示訓諭を為すこと。
3. 前項に関し、自己の所見又は急報を要する事柄は直ちに市長に申告し、その他通常の取扱は毎月末毎にその大要を報告すること。
4. 出張の節は学校に備付ある出勤簿に捺印すること。⁽¹²⁾

と職務内容にもふれている。石原博士は明治26年としているが、神戸市に関しては明治27年7月が学校医を置いた年月とするのが正しいであろう。

尚東京市については未調査であり、今後明らかにしたい。明治27年(1894)には、大阪では大阪私立衛生会より囑託をうけて大阪医学校教諭兼病院眼科医長、今居真吉が大阪府の中学生の眼力調査を行っている⁽¹³⁾、開業医小林春召は大阪市内の小学生1896名の眼力調査を実施している⁽¹⁴⁾。この他にも神奈川師範学校は、知事の依頼により文部省より三島通良の派遣を乞い、同生徒の疾患原因調査を行っている⁽¹⁵⁾。

神戸市の如く専任学校医を設けた例は少ないが、各地方で、医師による衛生検査や、児童生徒の健康状態の把握などが実施されはじめ、こうした先駆的な実践は、中央での学校衛生強化策と相俟って、全国的規模での学校医制度の実施に発展したのである。このような例は当時では勿論世界にも類をみないことであって、後に三島通良は「世界の各国を通じて全国一斉に法令を以て学校医を設置する所も我国以外には恐らくなかるべく、又その学校医1万人の多きを有するもの如きは絶て例が無い。是を以て欧米各国に於ても、日本の学校衛生は世界に冠絶せりと称讃して居る。」⁽¹⁶⁾と述懐している。現在でも勿論世界に類を見ない制度というべきで、学校衛生史上画期的なことといえる。

(二) 学校衛生課の設置

明治33年3月30日(1900)、文部省官房に「学校衛生課」が設けられた。そして、わが国初代の学校衛生課長としては、文部省学校衛生取調囑託を任命されて全国の学校の実態を調査して、わが国学校衛生法の確立に尽力し、後に学校衛生顧問会議が発足するや、学校衛生主事として、他の委員と共に重要な学校衛生関係法規制度の確立に努力、他にも東京府学校衛生取調委員会の一員として活躍するなど、文字通り八面六臂の活躍をしてわが国学校衛生の振興充実につくした三島通良が任命された。官庁に学校衛生課という独立の機関が置かれたのは世界にも類のないことであって、「明治33年4月総務局に学校衛生課をおき、学校衛生、学校医、衛生統計および顧問会議に関する事務を掌らしめたり。此の如きは各国未だその例あらざりしをもって、独の学校衛生雑誌は、わが欧州文明諸国は、この事において東洋の競争者に先鞭をつけられたり。と誌せり。」⁽¹⁷⁾と紹介している。学校衛生課が生まれる理由として考えられることは、学校衛生顧問会議が発足して以来つぎつぎと学校衛生関係の法規制度が制定され、身体検査に関する統計資料の作成、学校医の職務、その手当に関することなど、事務的な仕事が急激に増えることとなった。これらを円滑に運用するにはどうしても、それ相応の人員が必要となってきた。その点が考慮されてか、まず明治30年10月(1898)には、文部省官制として、学校衛生主事補2名が任命されたのであるが、やがて、それは、学校衛生課として発展することとなった。

学校衛生課は、(1) 学校衛生に関すること。(2) 学校医に関すること。(3) 衛生統計に関すること。(4) 学校衛生顧問会議に関すること。の、それぞれ分課が設けられた。

こうして、中央における学校衛生機関は、極めて短年月の間に世界的にも最も完備された体裁を整えるに至ったのである。

(※) わが国最初の学校衛生専門誌「学校衛生」について

中央における学校衛生重視の気運をうけて、わが国では初めてである学校衛生専門月刊誌が創刊された。明治36年5月(1903)のことである。

雑誌学校衛生は、学校衛生研究会の機関誌として発刊されたものであって、学校衛生研究会は、その顧問に、三宅 秀(東京帝国大学名誉教授) 緒方正規、大沢謙二、片山国嘉(以上いずれも東京帝大医科大学教授)、中浜東一郎(中央衛生会委員) 坪井次郎(京都帝大医科大学教授) 武谷水城(第12師団軍医部長) 小山正直(陸軍省医務局長陸軍軍医監) 嘉納治五郎(東京高師校長)を依嘱し、このほかに、毎号寄稿を承諾した特別寄書家として、榊 保三郎(東京帝大医科大学助教授) 関 以雄(大日本私立衛生会編輯主任) 片山徳治(高知師範学校校医) 田中彌太郎(習志野戍病院院長) 駿河尚庸(文部省学校衛生事項取調嘱託) 瀬川昌耆(肩書なし)の6名が紹介されている⁽¹⁸⁾。学校衛生研究会の本部は、主幹の原田長松の私宅におかれ、樋口勘次郎、関 以雄の両名が協力することによって学校衛生誌の発行が続けられたのである。その経費については、全面的に原田長松により出されたといわれている⁽¹⁹⁾。当時の医学会の重鎮を顧問に、あるいは寄書家に依嘱して発刊されたこの月刊誌も、明治38年9月(1905)に、第3巻第1号を出したのみで廃刊するに至るのであるが、この間にこの月刊誌に記載されている主要論説(原著論説および研究)は約200題にのぼる。内容的には肺結核、トラホームに関するものが最も多く、その他の学校病を含めて約50題を占めている。ついで、運動法、運動の種類、体操の効果など体育に関する研究や、運動会、遠足の際での衛生的検討、身体検査、発育などが多くみられる。執筆者には、三宅 秀、大沢謙二、緒方正規、佐藤信直、柴山五郎作、関 以雄、石原喜久太郎、駿河尚庸、竹中成憲、河合静夫、田中彌太郎、栗本庸勝、といった、当時医学界の重鎮新鋭が名を連ねており、欧米の学説紹介や学校衛生の動向、わが国の学校衛生、衛

生学会の消息が掲載されている。当時の学校衛生の動向，研究の傾向などを知る上には貴重な資料といえる。わづか3年余りで廃刊されているのは残念なことである。（廃刊の理由は後述）

III 学校衛生の衰退

(イ) 学校衛生顧問会議の廃止

明治30年代前半において、学校衛生組織機構の確立、法規の制定などに極めて大きな貢献をして来た学校衛生顧問会議は、明治36年4月1日（1903）に、行政整理の名の下に勅令第38号をもって廃止されるに至る。大日本私立衛生会雑誌、239号には、このことに関して“行政整理の一部として之を見るべしといえども吾人また遺憾なき能はざるなり。一般衛生の鼓舞作興に関し、学校衛生の審事的機関に関し、もはや之を設置するに及ばずとなすや、將に僅少なながらも費用を出す程の価値なしとなすや、何れにせよ吾人は遺憾の辞を以て之を嘔々せんと欲するなり”⁽²⁰⁾と遺憾の意を表明している。こうして明治期の学校衛生の先頭に立ってリーダーシップを取って来た学校衛生顧問会議は、明治29年から数えて約7年でその姿を消すこととなった。一応の骨組みが出来、これからという段階にきて大切な基盤の一部が取り去られた如き感があり、このことがその後の学校衛生の沈滞の大きな原因ともなったのである。

(ロ) 学校衛生課、学校衛生主事の廃止

行政整理の波は、学校衛生顧問会議の廃止に止まらず、折角世界に先鞭をつけた学校衛生課にも及んで、明治36年12月（1903）に廃止されるに至った。同時に学校衛生主事も廃官されたのである。明治33年設置から僅か3年に満たぬ期間であった。しかも、それはわが国学校衛生の育ての親と自他ともに認める三島課長も事前に何の通知もない程に唐突な出来事であったらしい。というのは、後に三島博士の述懐によると“明治24年10月1日をもって創立記念日と定むべき事は斯学の父である私が数次申した事です。さすれば日本の学校衛生も今年取って28才の壮年に成ったわけです。この学校衛生も有徳の家に生れたら幼時あれ程の難儀もさせず、又、苦学力行もせぬであつたらうに親の不徳、貧乏のために随分難行苦行をしました。又、満25才になると有徳の家では業々しく御祝などがあるが、学校衛

生は親の不徳でこの祝も出来なんだのです。それどころか、10才の時、明治33年4月に初めて文部大臣官房で学校衛生課という袴著をさせられたものが、13才の36年12月には親父が欧米の見学中に学校衛生主事廃官、学校衛生課廃止という、すなわち絶家廃嫡という事にせられて終わったのです。何の落度もなく一生懸命に経営していた稼ぎ盛りの者を、さりとては惨酷な目に合せたものだとして世間では同情して下さった⁽²¹⁾と正に抜き打ちに等しい行政整理であったことのかゞえる記述をしている。

こうして折角確立されたかに見えた中央機関は相次いで姿を消すに至ったのである。このことは当時の様な中央集権的教育態勢の中では、やがて学校衛生が衰退の途を迎える直接的な一大要因となったことはいうまでもない。当時の情勢を考えれば、日本とロシアの国際関係は風雲急を遂げて、政府はすべてを犠牲にして戦争準備に狂奔している時でもあり、或は三島課長のいう如く“文部省の上局では学校衛生の事なんぞ猫の尾ほどにも見て居らなかったようです、”⁽²²⁾というのが現実であったと考えられる。“明治36年の夏頃から文部省廃止の事が政府の議に上り、同年七月文相菊池大麓がその職を去った後専任者をおかず児玉源太郎内相が文相兼任となったのは廃省実行の前提の如く見えたが、内外の反対のため廃省論は遂に立ち消えとなり同年9月久保田 譲が文相に専任された、”⁽²³⁾というような情勢であったことを考えると、目前の急務の為に不急の事業は捨て去られたといつてよいであろう。それにしても折角築き上げ、これから充実を図ろうとする学校衛生の諸方面は、中心とも頭ともいふべき指導機関を失うこととなり一大頓座を来たすこととなったのは残念なことといわねばならない。

学校衛生課はなくなったのであるが、身体検査に関する事や、学校医関係の事務処理は、法規で定められた以上、その資料処理をする必要があるため、文部省の文書課の片隅の方にわずかに学校衛生係という身体検査統計表をまとめることばかりを仕事とする者が置かれ、まるっきり医師を置かぬという訳にも行かぬので駿河尚庸、石原喜久太郎、古瀬安俊の三氏が相次いで囑託として、週のうち2回位参庁する程度に沈滞してしまったのも止むを得ないことであった。その当時のことに関して“かくて世人は漸次学校衛生に遠ざかり、恐らく当時の教育雑誌中に於て学校衛生に関する論説など絶対に見ることがありませぬ。医事衛生雑誌亦然りであります。

又新聞紙は衛生記事は閑文字として取扱はれ、随って学校衛生に関する記事の如きは是亦絶対に見る事を得ませんでした。其れ此の如く此時代は学校衛生の萎靡して振はざること実に空前又絶後であります⁽²⁴⁾、と述べられている。多少誇張した向きもある様であるが、明治36年を境として学校衛生は急激に衰退に向かった状況がうかがえる。

(イ) 学校医

学校衛生の充実の一大布石として設けられた学校医の状態はどうであったか。前述したように、この制度の成立を見る以前に既に自主的に設置した地方自治体もあったが、全国的に決められたことによって、その数は年々増加していった。中央に指導監督機関が無くなったからといって、この学校医の制度がなくなった訳でもない。しかし、実際には学校医自身にも学校衛生の何たるかが判らない者もあるし、教師の側からは教育の外部から横槍を入れる邪魔者扱いをする者もあって、必ずしも順調に運営されたとはいえない。熱心な学校医には、かえって行き過ぎの面があって教育現場に受け入れられないといった事も多々みられたであろう。医学的観察は教育の権能と行為を侵害束縛して教育の本質を害うものという意見もあった。さらに、学校医に対する待遇が悪く手当が少額であるとの不備もあり“多くは一年中に春秋二季の体格検査に止まり学校医の職務はここにつきるが如きの観あり。かくの如くんば特に学校医常置の必要もなく、その都度臨時医師に囑して之を行わしめて足りなん⁽²⁵⁾”とする極端な意見も出ている。まだ学校衛生課が存在した時ですら、このような状態であったのであるから、十分な指導をし得ぬ間に廃止になった後は、数は増えたとはいえ、実際運営上には種々な問題をはらんだまま放置されることとなった。一部の熱心な学校医の努力はあったにしても、身体検査のみで事足りりとする学校や学校医の多かったのも事実であろう。せめて、学校衛生課があって引き続き強力な指導力を発揮し得たならば、学校医制度も本来のねらいを果たす方向に成長して行ったかも知れない。

(ロ) 月刊誌「学校衛生」の廃刊

明治36年5月創刊、明治38年9月廃刊と至って短命であったが、前項でのべた如く、当時の医学界の重鎮新進の記事を集めた点で学校衛生の普及発展に貢献をしたと考えられる。しかし、これが廃刊に至った理由について

ては、やはり学校衛生顧問会議、学校衛生課廃止ということも大きく影響したであろうし、明治37、38年の日露戦争という悪条件も重なったからであろう。廃刊の直接的な理由としては、

- ① 明治38年3月、主幹の原田長松が長野師範学校に就任した為直接経営することが不可能となった。
- ② 原田氏が長野就任以後は樋口勤次郎に托し、本拠も樋口宅に移したが、事務費、関以雄への謝礼は従来通り原田より出ていた。しかし運営が思わしくゆかなくなった。
- ③ 日露戦争の影響で読者が半減し、経営困難におち入ったこと（戦前約3000の読者が戦後は1500と半減）
- ④ 引受人を求めたが適当な人が見つからなかった。

などがあげられている。それにしても、約2年⁽²⁶⁾という短い期間であったが、中央組織廃止、日露戦争と悪条件にもかかわらず、殆んど独力の経営費によって刊行されたという事は原田長松を中心として関係者の並々ならぬ努力があったからであり、その点は偉とするに足りる。

おわりに

明治期の学校衛生は、極めて劇的とさえいえる消長をみせる。今回は、主として中央行政機構、特に学校衛生事項取調囑託、学校衛生顧問会議、学校医、学校衛生課の設置について、その成立に至る経過と活動の状況、そして廃止とその後の学校衛生の状況について述べた。明治期の学校衛生の発展には、少数の特定の人物の努力、リーダーシップというものが大きく影響していることは本文でとり上げた諸制度の設置にいたる経過のなかに明らかである。そうした先駆的な役割を果たした人々の努力によって折角築かれた基盤も、戦争の影響をこうむって中央指導機関を失ないその後、大正4年（1915）に学校衛生会（文部大臣の諮問機関）、大正5年（1916）に学校衛生官官制が布かれるまでの間約10年にいたる沈滞期をむかえたのであった。行政整理による中央機関の廃止は、当時のような上意下達の中央集権的教育の中では致命的な打撃であったと考えられる。

引用及び参考文献

- (1) 欧米の学校衛生に関しては駿河尚庸著「最新学校衛生学」明治43年刊、吐鳳堂を参照
- (2) ヘルマン・コーン著 近藤鎮三訳「学生生徒視力」教育雑誌 第55号 p. 19所載 明治11年(1878)2月刊
- (3) 大河本聴松訳「学校衛生論」明治13年12月(1880)80頁
- (4) 大日本教育会雑誌 第110号 p. 590 参照
- (5) (5)石原喜久太郎著「石原学校衛生」p. 57 吐鳳堂刊 大正9年2月(1920)
- (6) 大日本私立衛生会雑誌 第52号 明治20年9月(1887)所載「帝国大学衛生委員」
- (7) 同上 第116号 明治26年1月(1893)所載「学校衛生取調委員会」参照
- (8) 大日本教育会雑誌第81号所載「学校衛生」瀬川昌者著 明治21年12月(1888)及び 同誌第87号所載「学校衛生現今の地位」明治22年8月(1889)
- (9) 同上誌 第92号所載「学校医の必要を論ず」三宅 秀著
- (10) 石原喜久太郎著「石原学校衛生」p. 57 前掲書
- (11) 神戸市史 p. 614 参照
- (12) 大日本私立衛生会雑誌第134号「小学校に医員を置く」明治27年7月(1894)
- (13) 同上誌 第132号 明治27年5月(1894)
- (14) 同上誌 第137号 明治27年10月(1894)
- (15) 同上誌 第139号, 140号 明治27年11月, 12月(1894)
- (16) 日本学校衛生誌 第7巻, 第3号「学校医諸君と語らん」三島通良著 大正9年10月(1920)
- (17) 同上誌 第8巻第10号 大正9年10月(1920)
- (18) 学校衛生誌 創刊号 明治36年5月(1903)
- (19) 日本学校衛生誌 第8巻, 第12号所載「学校衛生の過去現在」本図晴之助著 大正9年12月(1920)
- (20) 大日本私立衛生会雑誌 第239号 所載 明治36年4月(1903)
- (21) 日本学校衛生誌 第7巻第3号「学校医諸君と語らん」三島通良著 大正8年3月(1919)(下線筆者)
- (22) 同上
- (23) 「明治以降教育制度発達史」第4巻 p. 1023 昭和14年(1939)刊
- (24) 「学校衛生の過去現在」前掲書
- (25) 学校衛生誌 第1巻第4号所載「学校衛生の不振について」佐藤信直著 明治36年8月(1903)
- (26) 「学校衛生の過去現在」前掲書